

## 社会福祉法人 崇徳会 役員等報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人崇徳会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 5,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 10,000 円

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。